平成２６年（フ）第１２６号
千葉市若葉区みつわ台２丁目16番15号　県住107号
債務者　千葉　陽子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３２号
千葉市花見川区花見川７番11棟304号、申立時の住所千葉県習志野市東習志野３丁目７番20―103号
債務者　仲村　　巧
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４５号
千葉県浦安市堀江４丁目28番２―405号　堀江市営住宅
債務者　豊田　佳穂
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１５６号
千葉県船橋市高根台６丁目46番10―201号
債務者　秋本　哲也
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６１号
千葉県船橋市習志野５丁目４番18号　第２マツキマンション205号
債務者　大塚　信一
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台４丁目257番地１セントマリアージュ西夢前台Ａ棟、従前の住所兵庫県姫路市土山東の町５番15号
債務者　山崎　洋介
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５２号
長崎県長崎市西泊町４番29号　パインコーポ101
債務者　大塚　　瞳
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
熊本県荒尾市万田983番地
債務者　栗原　昭二
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１８号
熊本県荒尾市万田983番地
債務者　栗原　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１０号
北海道小樽市蘭島１丁目５番２号　蘭島住宅
債務者　佐藤きみ江
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２３号
北海道小樽市オタモイ１丁目16番26号
債務者　伊藤　秀子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１０２号
仙台市太白区西の平１丁目21番１号、従前の住所仙台市青葉区上愛子字北内８番地の67
債務者　大沼　広之
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
仙台市太白区西の平１丁目21番１号、従前の住所仙台市青葉区上愛子字北内８番地の67
債務者　大沼まゆみ
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
宮城県気仙沼市本郷７番地４　２号
債務者　藤村有紀子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第５２号
秋田市浜田字藍ノ原52　医療法人緑陽会　笠松病院内、住民票上の住所秋田県南秋田郡五城目町小池字森山下94番地54
債務者　熊谷　　順
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野114番地２
債務者　野村　　正
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第２１号
群馬県みどり市笠懸町鹿2449番地８
債務者　伊澤　康晴
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部